

公益財団法人大谷喜一記念財団 第6期 事業報告

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

公益財団法人大谷喜一記念財団（以下「当法人」という。）は、学業優秀かつ品行方正でありながら、経済的理由等により修学が困難な者に対する支援、並びに難病等と闘う子どもたちに対する支援を行うことにより、北海道ひいては我が国の発展に寄与することを目的に 2020 年 9 月 2 日に設立しました。2022 年 4 月からは、公益財団法人として活動しております。

本事業年度は、第 3 期生から第 5 期奨学生への奨学金の支給、第 6 期奨学生の募集をいたしました。

1. 奨学金事業（むすんでひらいて基金）

当法人は北海道内の中学校に在学する生徒のうち、学業優秀かつ品行方正でありながら、経済的理由等により高等学校での修学が困難な生徒に対し奨学金を支給し、北海道の未来を担う社会有用の人材の育成を支援することを目的としております。

(1) 奨学生の募集

第 6 期は、札幌市に存する下記の公立中学校から奨学生の募集を行いました。

<第 6 期指定校>

石狩管内に存する公立中学校

<応募資格>

	事 項
属性	北海道内の上記第 6 期指定校に在学する中学 3 年生で高等学校（通信制は除く）もしくは高等専門学校進学を希望する生徒
推薦	在籍する学校の長から推薦を受けた生徒

<応募期間>

2025 年 9 月～10 月

(2) 奨学生選考

提出書類を厳正に審査選考し、2025 年 12 月 16 日に開催の選考委員会において、応募者 113 名のうち内定推薦者 109 名を選出しました。2026 年 2 月 9 日開催の理事会において、応募者 113 名の状況を審議し、106 名の生徒を第 6 期奨学生として採用することを決定（内定）しました。

なお、本事業年度は第 3 期から第 5 期奨学生に対して、月額 1 万円を支給しております。2026 年 4 月からは、第 3 期奨学生が卒業し、第 4 期から第 6 期奨学生に対して月額 1 万円の支給をいたします。

2. 評議員及び役員に関する事項（2026 年 3 月 31 日現在）

役 名	氏 名	区 分	役 名	氏 名	区 分
評 議 員	大 谷 章 子	非 常 勤	理 事	山 崎 省 一	非 常 勤
〃	朝 日 田 雄 人	〃	〃	長 内 順 一	〃
〃	田 中 賢 介	〃	〃	高 橋 賢 友	〃
〃	栗 山 建 志	〃	〃	米 屋 佳 史	〃
代表理事	大 谷 喜 一	〃	監 事	篠 河 清 彦	〃

3. 会議等の開催状況

(1) 理事会の開催状況

2025 年 5 月 9 日 第 1 回理事会

決議事項：第 1 号議案 事業報告の承認の件
第 2 号議案 計算書類等承認の件
第 3 号議案 第 5 期奨学生の確定の件
第 4 号議案 第 6 期奨学生募集内容の件
第 5 号議案 選考委員選任の件
第 6 号議案 評議員会の招集の件

2026 年 2 月 9 日 第 2 回理事会

決議事項：第 1 号議案 第 6 期奨学生の内定の件
第 2 号議案 第 7 期（2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで）
事業計画承認の件
第 3 号議案 第 7 期（2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで）
収支予算書承認の件

(2) 評議員会の開催状況

2025 年 6 月 18 日 評議員会

決議事項：議 案 第 5 期計算書類等承認の件

以上

事業報告の附属明細書

第6期事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する施行規則第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が無いため、これを作成しない。